

## 5 流行期（国計画におけるフェーズ6B）

### (1) サーベイランス

- ・ 感染症法に基づく指定感染症への政令指定に伴う医師からの報告により、新型インフルエンザ(疑似症患者を含む)の発生動向について把握する。(保健薬務課、保健所、衛生研究所)
- ・ クラスタースurveyランス及び症候群サーベイランスを中止する。(保健薬務課、保健所)
- ・ インフルエンザ様疾患集団発生報告に基づく情報収集を中止する。(保健薬務課、保健所)
- ・ 感染症指定医療機関に限定せず、全ての医療機関に対して、新型インフルエンザ(疑似症患者を含む)による患者数、入院患者数及び死亡者数の報告について、協力要請を行う。(保健薬務課、保健所)

### (2) 情報提供・相談

#### ア 情報提供

- ・ 患者発生状況、感染予防策、相談体制及び医療体制等について、ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ報道機関を通じて情報提供を行う。(保健薬務課、衛生研究所、県民文化課国際室、危機管理室)
- ・ 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、患者の発生状況等について、引き続き情報提供を行う。(保健薬務課)

#### イ 相談

- ・ 県庁、総合支庁及び保健所に設置した相談窓口の体制を継続する。(県庁、総合支庁、保健所)  
→ 相談窓口では、県民生活相談、渡航関係相談及び健康相談に対応する。

### (3) 県民・事業者等への感染拡大防止要請、対応及び支援

#### ア 学校

- ・ 感染拡大を防止するため臨時休校を要請する。(スポーツ保健課、教育やまがた振興課⇒学校)

#### イ 事業所

- ・ 発熱、咳等の症状のある者に医療機関受診と休養を勧告するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 可能な場合は一時的な業務縮小や臨時休業を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

- ・ 不要不急の会議、研修、行事・イベント等は延期又は中止するよう要請する。  
(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

#### ウ 社会福祉施設

- ・ 感染拡大を防止するため通所施設の臨時休業を要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内へのインフルエンザ持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設⇒面会者等)

#### エ 国際航空・船舶

- ・ 必要に応じて国際航空・船舶の運行自粛を要請する。(危機管理室⇒関係事業者)
- ・ 入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通政策課空港港湾室、港湾事務所⇒関係機関)
- ・ 新型インフルエンザ患者（疑似症患者、要観察例を含む）が入国した場合、検疫所と連携して対応する。(保健業務課、保健所⇒患者)

#### オ 大規模イベント、興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- ・ 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等を実施してもらうよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- ・ 興行施設等不特定多数が集まる活動の自粛を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)

#### カ 在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）

- ・ 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、また、介護の際にインフルエンザを感染させることのないよう、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を図るよう要請する。(健康福祉部⇒市町村⇒介護サービス事業者)
- ・ 一人暮らしの在宅療養者や保護者・介護者が不在となった児童、高齢者、障害者等の把握に努め、必要な援護を行うよう市町村に要請する。(健康福祉部⇒市町村⇒在宅療養者)

#### キ 海外渡航、観光客、駐在員

- ・ 不要不急の海外渡航の自粛を要請する。(県民文化課国際室⇒渡航予定者)
- ・ 発熱、咳等の症状のある者に渡航自粛を要請する。(県民文化課国際室⇒渡航

予定者)

ク 一般家庭

- ・ 大規模な感染が発生した際には、むやみに人が多く集まる場所へ出入りすることを自粛し、公共の場所でのマスク着用に努めるとともに、帰宅時の手洗い、うがいを徹底するよう要請する。(保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭)
- ・ 発熱や咳症状がある場合は、なるべく最寄りの医療機関を受診してもらい、病院等をすぐ受診することは避けてもらうよう要請する。(保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭)

(4) 医療体制

ア 医療機関との連絡調整

a 医療機関共通

- ・ 感染症法に基づく感染症指定医療機関への入院措置が緩和されることから、全ての医療機関（特殊医療・高度専門医療等を行う病院を除く）に対し、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の治療にあたるよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

b 感染症指定医療機関（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関を含む）

- ・ 県内発生（フェーズ5B）に引き続き、新型インフルエンザ患者の治療にあたるよう要請する。入院治療は、陰圧施設のない病棟・病室においても行い、中等度・重症患者を受け持つこととする。軽症患者は一次医療機関へ紹介するなど、患者の振り分け（トリアージ）が適切に行われるよう要請する。なお、感染症指定医療機関は地域の特殊医療・高度専門医療も担当しており、これらの確保に十分留意する必要がある。(保健薬務課、健康福祉企画課)

c 感染症指定医療機関以外の二次医療機関

- ・ 入院患者の増大から、通常の医療の確保が困難になることが想定されるため、中等度・重症インフルエンザ患者の入院治療を受け持つとともに、二次医療機関が実施している特殊医療・高度専門医療等についても確保されるよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 可能な限り発熱患者専用外来を設置し、軽症患者は一次医療機関へ紹介するなど、患者の振り分け（トリアージ）が適切に行われるよう要請する。また、外来においては、呼吸器患者のマスク着用とアルコール等による手指消毒について、最低限確保するよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

## d 一次医療機関

- ・ 軽症患者に対して、外来治療を行うとともに、発熱により受診した患者に対しては、マスクの着用の徹底を図るよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 発熱のある患者とそうでない患者の診療場所をできる限り区別するよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 呼吸器患者のマスク着用とアルコール等による手指消毒は最低限確保し、また、可能であれば発熱患者の診療時間を別に設定するなど、一般の患者と交差しないよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 対応可能な医療機関においては、診療時間の延長、休日・夜間診療体制により超過需要に対応するよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

## ウ 入院の調整

- ・ 入院患者の極端な増加が予想されることから、混乱を最小限に抑えるため、県庁、各医療機関、保健所、消防本部が連携して調整を図る。(各関係機関)

## エ 医療スタッフの確保・予防対策・健康管理

- ・ 離職者・退職者等の応援を含めた医療スタッフを確保する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 各医療機関に対し、医療スタッフに対する十分な感染防御対策を図り、新型インフルエンザ患者を担当する医療従事者は、毎日2回の発熱チェックを行うなど体調管理に細心の注意を払うよう要請する。(保健薬務課)
- ・ 患者の増大により抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測されることから、予防投与は中止し、感染防御対策を徹底するよう要請する。(保健薬務課)

## オ 患者移送体制の強化

- ・ 救急搬送される患者が増大することから、国の患者移送ガイドラインの作成状況を見ながら、今後検討を行う。(保健薬務課、総合防災課)

## カ 臨時の収容施設

- ・ 新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合は、県、市町村、関係機関が協議のうえ、事前に選定した公共施設等を臨時の収容施設にあてるとともに、協力が得られる医療機関に医療従事者の応援を要請する。(関係各課)

## キ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 感染症指定医療機関等に対し、患者が受診した医療機関の医療従事者及び社会機能維持者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止を要請する。(保健薬務課)
- ・ 各医療機関に対し、新型インフルエンザ患者へ抗インフルエンザウイルス薬等を使用した治療の要請を行う。なお、使用する優先順位については次のとおりである。(保健薬務課)
  - ① 新型インフルエンザ入院患者 (中等度・重症患者)
  - ② 罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療
  - ③ 罹患している医学的ハイリスク群
  - ④ 児童、高齢者
  - ⑤ 一般の外来患者
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の確保が困難な場合、一次医療機関における軽症患者に対しては、発熱や呼吸器症状を緩和するための対症療法を、二次医療機関における中等度・重症患者に対しては、肺炎等の合併症の管理やその他の全身管理を行い、患者の治療を進めていくよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

#### ク 新型インフルエンザワクチン

- ・ 県内発生 (フェーズ5B) に引き続き、対応する。